

# 消費生活かわら版

令和7年2月発行

105号

編集・発行 福岡市消費生活センター  
〒810-0073  
福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号 あいれふ7階

相談専用電話 092-781-0999

**受付時間** 月曜日～金曜日：9時～17時(来所相談は予約制)  
土曜日：10時～16時(電話相談のみ)  
※祝休日、年末年始(12月29日～1月3日)は休み

## 固定電話にかかってくる 不審な電話に注意！

### 事例



・自宅の固定電話に国の機関を名乗り、自動音声で「2時間後にこの電話が使えなくなります。オペレーターに確認したい方は1を押してください。」という電話がかかってきた。アナウンスに従い操作したところ、オペレーターから「あなたのスマートフォンから大量の迷惑メールが送られており、多数の被害者が出ている。あなたが加害者になっている。」と言われ、調査をするため、スマートフォンの番号などの個人情報を聞かれた。

### アドバイス

実在する機関や企業名を名乗って、生年月日や携帯電話番号、家族構成などの個人情報を聞き出し、お金をだまし取ろうとする不審な電話が増えており、関係機関においても注意を呼び掛けています。

- ・「電話が使えなくなる」という言葉に慌てず、すぐに電話を切りましょう。
- ・実在する機関や企業からの電話であっても、疑問を感じたら、その機関や企業の本来の連絡先をご自身で調べて問い合わせてください。
- ・不審な電話にはくれぐれも注意し、不安な場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう。

困ったら 1人で悩まず すぐ相談！

